

令和2年度鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会

〔日 時〕 令和2年10月9日(金)

13時30分～15時30分

〔場 所〕 県庁6階 大会議室

〈 会 次 第 〉

1 開 会

2 くらし保健福祉部長挨拶

3 議 事

(1) 医療的ケア児とその家族の生活実態調査報告書について

(2) 意見交換

① 医療的ケア児とその家族の生活実態調査について

② その他

4 閉 会

令和2年度医療的ケア児支援連絡協議会 出席者名簿

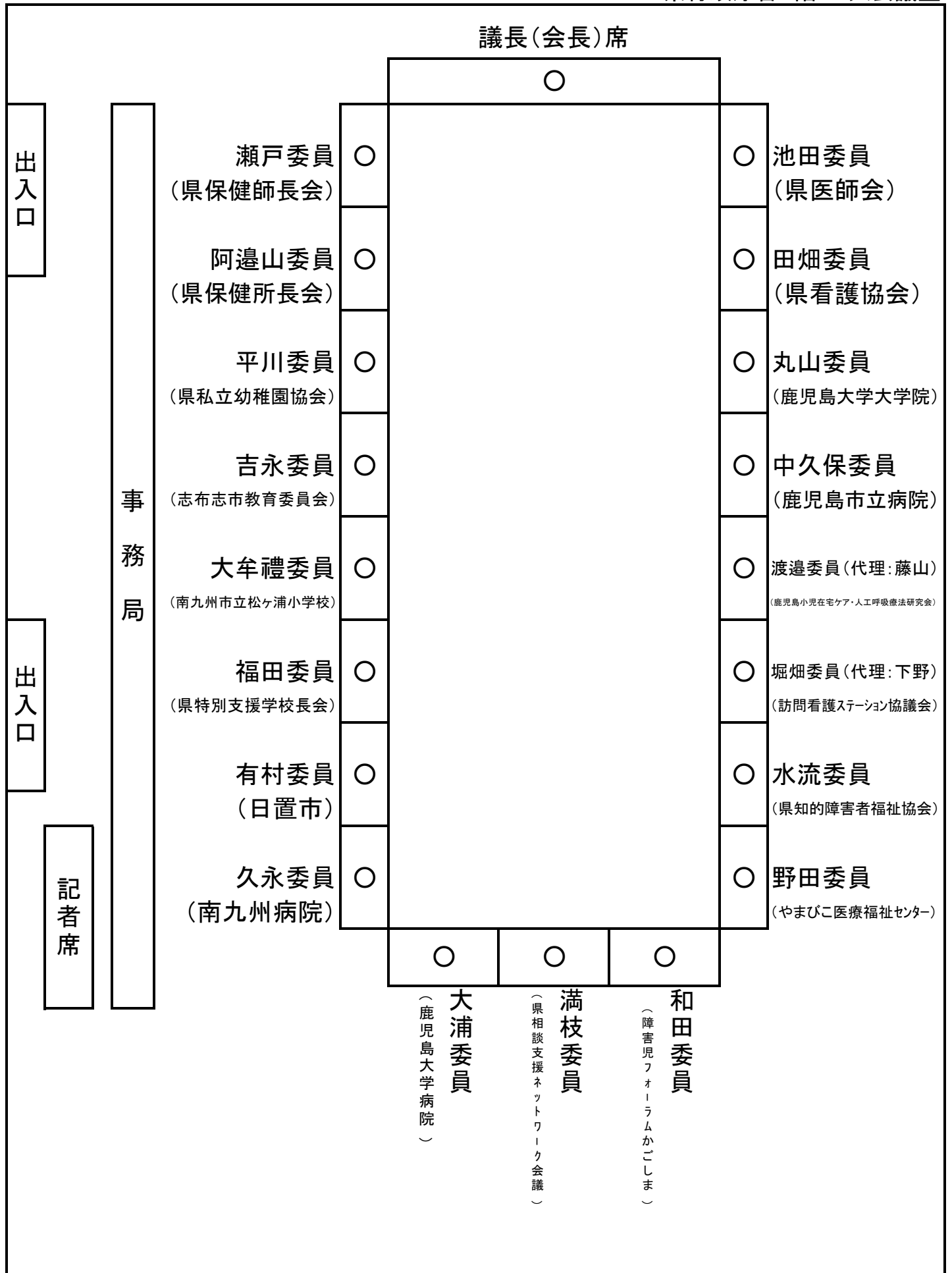
分野	番号	所属	職名	委員名	委員状況 (令和元年度より変更があった方に「新」と記載)	出欠
医療	①	鹿児島県医師会	会長	池田 琢哉	—	出席
	②	鹿児島県看護協会	会長	田畑 千穂子	—	出席
	③	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科	助教	丸山 慎介	—	出席
	④	鹿児島市立病院看護部	副総看護師長	中久保 きみ代	—	出席
	⑤	鹿児島小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会	代表(らららこどもクリニック)	渡邊 健二 (代理:藤山 りか)	—	代理出席
	⑥	訪問看護ステーション協議会	生協訪問看護ステーションたにやま 管理者	堀畑 香織 (代理:下野 昌代)	—	代理出席
福祉	⑦	鹿児島県知的障害者福祉協会	児童発達支援センター歩路センター長	水流 かおる	—	出席
	⑧	やまびこ医療福祉センター	福祉部長	野田 貴志	—	出席
	⑨	障害児フォーラムかごしま	理事長	和田 朋子	—	出席
	⑩	鹿児島県相談支援ネットワーク会議	副会長(オレンジ学園)	満枝 政文	—	出席
	⑪	鹿児島大学病院	社会福祉士	大浦 飛鳥	—	出席
	⑫	南九州病院	小児慢性疾病児童等自立支援員	久永 佳弘	—	出席
	⑬	日置市	福祉課長	有村 弘貴	—	出席
教育	⑭	鹿児島県特別支援学校長会	会長(鹿児島養護学校)	福田 雅紀	—	出席
	⑮	南九州市立松ヶ浦小学校	校長	大牟禮 里美	—	出席
	⑯	志布志市教育委員会学校教育課	参事兼指導主事兼指導係長	吉永 秀和	新	出席
保育	⑰	鹿児島県私立幼稚園協会	田代幼稚園長	平川 明憲	—	出席
	⑱	鹿児島県保育連合会	副会長(高須保育園長)	永友 良一	—	欠席
保健	⑲	鹿児島県保健所長会	鹿屋保健所長兼志布志保健所長	阿邊山 和浩	新	出席
	⑳	鹿児島県保健師長会	理事(南さつま市)	瀬戸 純子	—	出席
委員 20名			出席 19名(うち代理 2名)			

【事務局】

所属	役職	氏名
くらし保健福祉部	部長	地頭所 恵
障害福祉課	課長	田中 正浩
	課長補佐	辻 竜彦
	療育支援係長	舞島 正弘
	主査	津田 洋一
子ども家庭課	技術補佐	宮園 君子
	母子保健係長	出口 哲也
	母子医療係長	古庄 由佳
	保健技師	富永 沙彩
	主事	吉田 圭織
子育て支援課	課長補佐	北里 清亮
	幼保連携係長	甫立 美帆
	主事	榊原 佳淑
健康増進課	技術補佐	上園 千鶴
	疾病対策係長	榎園 順子
	がん対策・歯科保健係長	西 玲奈
	技術主査	小脇 沙織
	保健技師	實 絵里菜
義務教育課特別支援教育室	室長補佐兼特別支援教育係長	濱崎 信一
	主任指導主事	脇 博美

鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会 座席表

県行政庁舎6階 大会議室



鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 地域において、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）の支援に携わる医療、福祉、教育、保育、保健等の各分野の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的として、鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の課題や情報の共有及び連携の強化に関すること
- (2) 医療的ケア児の支援に係る方策に関すること
- (3) 医療的ケア児の支援に必要な事項

(組 織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 保健関係者
- (6) その他必要と認められる者

(任 期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 協議会に、会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会 議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者又はその他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

1 この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

2 この要綱の適用当初の委員の任期は、第4条の任期にかかわらず、令和4年3月31日までとする。